

3章

# 配慮を要する児童生徒等への対応

障がいや疾病等のある児童生徒等は、自分自身を守り避難するなどの行動をとる際、様々な困難が予想される。学校においては、一人ひとりの予想される困難を理解し、家族と連携しながら、必要な支援体制と対応計画、物品等の準備を行う必要がある。なお、障がい種別により対応が大きく異なる点があることにも留意する必要がある。

障がいや疾病のある児童生徒等に対する防災教育は、発達段階や疾病の状況を考慮して行い、指示に従い落ち着いて行動ができるように日ごろから指導しておくとともに、日常のさまざまな活動や交流を通して、児童生徒等がお互いに協力する態度を身に付けることも大切である。

## 1 障がいのある児童生徒等が災害時に陥りやすい状況

障がいのある児童生徒等が災害時に陥りやすい状況としては、以下のような例が考えられる。

情報の理解や意思表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の理解・判断に時間を要したり、できないことがある。</li> <li>自分から意思を伝えることが困難なことがある。</li> <li>全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障がいや聴覚障がいでは、障がいに応じた情報伝達方法の配慮が必要である。また、知的障がいのある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。</li> </ul>
危険回避行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険認知が難しい場合がある。</li> <li>落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。</li> <li>風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい場合がある。</li> <li>危険回避しようと慌てて行動することがある。</li> <li>けがなどしても的確に訴えず、周囲が気づかないことがある。</li> </ul>
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動が難しい場合がある。</li> <li>エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難が難しい場合がある。</li> </ul>
生活・生命維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬や医療器具・機器がないと生命・生活の維持が難しい場合がある。</li> <li>避難時の天候や気温によっては生命の危険がある場合がある。</li> </ul>
非日常への適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>経験したことのない場面や急激な環境への対応が難しい場合がある。</li> <li>不安な気持ちが被災により増幅され、感情のコントロールが難しくなることがある。</li> </ul>

## 2 災害時の児童生徒等への配慮

### (ア)初期対応・二次対応

簡潔な言葉や手話などで今の状況(地震発生等)の理解とこれからの見通しを持たせる。  
(例)

- ・これからの見通し(保護者迎えまでみんなと過ごします、〇〇に避難します 等)

### 第3章 配慮を要する児童生徒等への対応

- ・避難の指示は肯定形で（押さない→ゆっくり、かけない→歩きます 等）
- ※避難訓練での見通しカードの絵カード、肯定形での指示などを用いて練習することが災害時にも生きてくる。
- ※避難訓練を繰り返すことで、災害が起こったときにも見通しを持って行動できるようになる。

#### (イ)引き渡しと待機

児童生徒等の状況（パニックの有無、健康状態等）や自宅の被災状況、避難所の状況によっては、保護者に引き渡した後そのまま学校に待機させることも検討する。

※自校の児童生徒等や家族が、学校に避難してくる状況も考えられる。

## 3 災害発生に備えた安全管理

#### (ア)避難訓練等

- ・日ごろから安全な避難経路を確保する。
- ・車いすや補助装具を使用して、所定の避難場所へ安全に避難できるかを確認する。
- ・授業中、休憩時間中、給食等、様々な場面を想定した避難計画を立て、各場面について避難訓練を行う。
- ・スムーズに避難できるよう校舎内、校庭等の整備、整理に努める。
- ・保護者と、連絡方法、児童生徒等の引き渡し方法、登下校時の対応、避難方法等について緊急時の対応を確認しておく。自主通学をしている児童生徒等に対しては、児童生徒等の通学経路と時間の目安、経路上の避難場所等を学校と保護者とが把握し、緊急時の役割分担などを確認しておく。
- ・寄宿舎においては、様々な場面（就寝時、自由時間、学習時間、食事の時間等）を想定し避難訓練を実施する。

#### (イ)児童生徒等への対応

- ・連絡先と障がいや疾病内容及び対応がわかるカードなどを常に携帯させ、緊急時には周囲の人に安全な場所に誘導を依頼できるようにしておく。
- ・防災教育を児童生徒等に指導する場合、障がいや疾病等の種類や程度、発達段階を考慮し実施する。自主通学をしている児童生徒等には、学校との連絡方法や家庭との連絡方法、通学経路途中の避難場所への避難等、緊急時の行動について指導する。

#### (ウ)医療機関との連携

- ・関係医療機関に緊急時の受診及び医師・看護師の派遣等を依頼しておく。
- ・発作や体調不良及び不測の事態に対応できるよう、日ごろから関係医療機関との連絡を密にしておく。
- ・保護者への引き渡しが困難な場合、学校の管理下にしばらく留め置く場合も考えられるため、児童生徒等の健康状態や投薬状況について把握、整理しておく。

#### (エ)バスでの対応

- ・通学バス内で被災した場合を想定し、学校との連絡、保護者との連絡、避難場所等安全確保について具体的に計画を立てておく。

※支援学校における防災教育の例を「第5章 4「支援学校の展開例」」に記載